

## 全体についての消防計画（追加）

### 1 適用範囲

- (1) この計画の適用範囲及び管理権限の及ぶ範囲は、\_\_\_\_\_に勤務し、出入りするすべての者、及び防火管理業務の一部を受託している者。
- (2) 各事業所の管理権限の及ぶ範囲は別記に明示する部分とする。

### 2 防火対象物全体についての防火管理業務の一部委託

- (1) 防火対象物全体についての防火管理業務の一部を\_\_\_\_\_に委託する。
- (2) 委託方式及び受託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、別表1のとおりとする。
- (3) 委託を受けて防火管理業務に従事するものは、管理権原者、統括防火管理者、自衛消防隊長等の指示、命令を受けて適正に業務を実施するものとする。

### 3 統括防火管理者の権限と責務

- (1) 統括防火管理者は、次の権限及び責務を有し、必要に応じて各管理権原者の指示を求めながら、防火対象物全体についての防火管理業務を円滑に推進するものとする。

防火対象物全体の消防計画の作成、変更及び運用に関すること。  
各事業所の防火管理者又は防火責任者及び防火管理業務に従事する者（以下「防火管理者等」という。）に対する指導、指示並びに必要な報告に関すること。

防火対象物全体の消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。  
廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設等の管理に関すること。  
火災、地震その他の災害が発生した場合の消火、通報及び避難に関すること。

火災の際に消防隊に対する防火対象物の構造その他の必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。

火気使用の制限及び禁止に関すること。

その他防火管理上必要と認める事項

- (2) 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等からの報告に基づき調査を行い、必要事項については消防機関へ届出又は連絡を行うとともに、各事業所の防火管理者等に対し、火災予防上必要な措置を講ずるよう指示することができる。
- (3) 統括防火管理者は、作成又は変更した当該計画の内容を各事業所に周知するとともに、周知状況を別表2により確認する。
- (4) その他

消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

別記

防火対象物の管理権原者の権原の範囲

所有者 (法人の場合は名称及び代表者氏名)		所有部分		権原の範囲	
番号	管理権原者 名称(店舗名)	権原の範囲	番号	管理権原者 名称(店舗名)	権原の範囲
平 面 図					
階層			階層		

別表1 防火対象物全体についての防火管理業務の委託状況表

年 月 日現在

防火対象物名称							
管理権原者氏名							
統括防火管理者氏名							
受託者の氏名 及び住所等 (法人にあっては 名称及び主たる 事務所の所在地)		氏名(名称)					
		住所(所在地)					
		担当事務所 所在地	TEL				
		登録番号	TEL				
受託者の 行う防火 管理業務の 範囲及び 方法	常駐方式	範囲	火気使用箇所の点検等監視業務 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 火災が発生した場合の初動措置 初期消火 通報連絡 避難誘導 その他( ) 周囲の可燃物の整理 その他( )				
			方法	常駐場所		常駐人員	
				委託する時間帯			
	巡回方式	範囲	巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 火災が発生した場合の初動措置 初期消火 通報連絡 その他( ) その他( )				
			方法	巡回回数		巡回人員	
				委託する時間帯			
	遠隔 移報方式	範囲	火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 火災が発生した場合の初動措置 初期消火 通報連絡 その他( ) その他( )				
			方法	現場確認要員の 待機場所		到着 所要時間	分
				委託する時間帯			

